

出産育児一時金の直接支払制度の一部延期について

直接支払制度は当初、平成 21 年 10 月 1 日から全ての医療機関等で実施される予定でしたが、中小医療機関等を中心にその対応が未整備のため利用できないところがあります。そのため、これらの医療機関等については今年度末までに直接支払制度が利用できるように順次対応していくこととされました。利用可否については医療機関等にお尋ねください。

直接支払制度が利用できない場合は、健康保険組合に出産育児一時金の支給申請を行ってください。その際、「出産費資金貸付制度」もありますので、ご利用の際は健康保険組合までお問い合わせください。

なお、出産育児一時金の支給額は予定どおり平成 21 年 10 月 1 日の出産から 4 万円増額され 42 万円*となります。*産科医療補償制度対象外の場合は 39 万円

「出産費資金貸付制度」

- ・対象者：(本人・家族)出産育児一時金を受ける見込みの方で、次のいずれかに該当する方
 - ① 出産予定日まで 1 ヶ月以内の方、または同様の被扶養者を有する方
 - ② 妊娠 4 ヶ月以上の方で医療機関等に一時的な支払が必要となった方または同様の被扶養者を有する方
- ・貸付限度額：312,000 円
- ・返済方法：出産育児一時金（現金給付）の支給時に貸付額を差し引きます。
したがって、出産費資金の貸付を受けた方は、直接支払制度は利用できませんのでご注意ください。
- ・申込方法：「出産費資金貸付申込書」に必要事項を記入し、出産予定日の記された母子手帳の写し、医療機関からの請求書または領収書の写し等を添付し健康保険組合に提出してください。